

平成 28 事業年度
退職者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

平成 28 事業年度
事業報告書

平成 28 事業年度退職者医療関係業務 事業報告書

1. 退職者医療関係業務の概要

(1) 事業内容

国民健康保険法の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。
- イ 市町村に対し療養給付費等交付金を交付すること。
- ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	平成 28 事業年度	平成 27 事業年度末
職員定数	21 名	23 名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
昭和 59 年 10 月	国民健康保険法に基づく退職者医療関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

(5) 退職者医療関係業務を行う根拠となる法律

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 平成28事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 拠出金の徴収

平成28事業年度における拠出金の予定額は

療養給付費等拠出金	279,944,516 千円
事務費拠出金	489,314 千円
計	280,433,830 千円

であって、これに対する拠出金の徴収決定額は

療養給付費等拠出金	250,149,387 千円
事務費拠出金	490,124 千円
計	250,639,512 千円

であった。

この拠出金徴収決定額に対し収入済額は

療養給付費等拠出金	231,191,404 千円
事務費拠出金	453,662 千円
計	231,645,067 千円

であって、差し引き

療養給付費等拠出金	18,957,983 千円
事務費拠出金	36,462 千円
計	18,994,445 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成28事業年度に繰り越された平成27事業年度の収入未済額

療養給付費等拠出金	29,482,789 千円
事務費拠出金	40,240 千円
計	29,523,029 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 療養給付費等交付金の交付

平成 28 事業年度における療養給付費等交付金の予定額は

388,372,357 千円

であって、これに対する療養給付費等交付金の交付決定額は

320,330,880 千円

であった。

この療養給付費等交付金交付決定額に対し支出済額は

300,090,176 千円

であって、差し引き

20,240,704 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成 28 事業年度に繰り越された平成 27 事業年度の支払未済額

43,394,384 千円

については、年度内に全額を支出した。

平成 28 事業年度において交付決定した平成 27 年度分に係る療養給付費等交付金の確定額は

461,715,720 千円

であって、平成 27 事業年度において交付決定した平成 27 年度分に係る概算療養給付費等交付金の決定額は

438,748,151 千円

であった。この精算にあたっては、次のとおり返還請求又は追加交付を行った。

療養給付費等交付金の返還請求決定額は

2,984,467 千円

であった。

この療養給付費等交付金の返還請求決定額については、年度内に全額が収入となった。

また、療養給付費等交付金の追加交付決定額は

25,952,036 千円

であった。

この療養給付費等交付金の追加交付決定額については、平成 28 事業年度における療養給付費等交付金の決定額に含まれており、年度内に全額を支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 28 事業年度における資金計画は、収入支出とも

事業費勘定	425,898,353 千円
事務費勘定	895,076 千円
計	426,793,429 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	345,661,582 千円
事務費勘定	950,673 千円
計	346,612,255 千円

であって、差し引き

事業費勘定については	80,236,770 千円
------------	---------------

減少し、

事務費勘定については	55,597 千円
------------	-----------

増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支		出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	
	千円	千円	千円		千円	千円	千円	
療養給付費等交付金	402,704,335	343,484,560	△ 59,219,774	前年度からの繰越金	77,777,237	80,603,407	2,826,170	
事務費勘定へ繰入	489,314	490,124	810	療養給付費等拠入金収入	288,917,803	260,674,193	△ 28,243,609	
借入金利息	79,672	179	△ 79,492	事務費拠入金収入	492,596	493,902	1,306	
拠入金精算返還金	533,923	282,468	△ 251,454	借入金	51,000,000	901,996	△ 50,098,004	
予備費	22,091,109	—	△ 22,091,109	雑収入	7,238	3,615	△ 3,622	
翌年度への繰越金	—	1,404,248	1,404,248	交付金精算返還金	7,703,479	2,984,467	△ 4,719,011	
合 計	425,898,353	345,661,582	△ 80,236,770	合 計	425,898,353	345,661,582	△ 80,236,770	

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支		出		収		入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)
事 務 取 扱 費	千円 505,193	千円 472,685	△ 32,507	前年度からの繰越金	千円 391,859	千円 448,197	千円 56,338
職 員 諸 給 与	218,075	206,757	△ 11,317	事業費勘定からの受入	489,314	490,124	810
管 理 諸 費	287,118	265,928	△ 21,189	そ の 他 の 収 入	13,177	12,324	△ 852
そ の 他 の 支 出	53,760	42,054	△ 11,705	雑 収 入	726	26	△ 699
翌年度への繰越金	336,123	435,932	99,809				
合 計	895,076	950,673	55,597	合 計	895,076	950,673	55,597

ウ 借入金

[事業費勘定]

借入先	地方銀行
目的	市町村（特別区及び広域連合を含む。）に対する療養給付費等交付金の交付に要する費用に充てるため。
金額	901,996 千円

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成25事業年度から平成27事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

拠出金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
療養給付費等	25	819,375,090	799,197,833	738,611,272	60,586,561
	26	741,793,605	696,786,778	643,707,167	53,079,611
	27	383,556,165	387,545,280	358,062,491	29,482,789
事 務 費	25	542,995	543,478	502,969	40,509
	26	537,543	537,705	497,484	40,221
	27	537,474	537,790	497,550	40,240

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

療養給付費等交付金

(単位：千円)

年 度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支 払 未 済 額
25	844,989,649	736,513,072	682,316,275	54,196,797
26	743,278,429	619,926,193	576,402,397	43,523,796
27	449,434,768	449,052,257	405,657,873	43,394,384

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 25 事業年度から平成 27 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
25	支 出	959,480,486	813,835,219	△ 145,645,266
	収 入	959,480,486	813,835,219	△ 145,645,266
26	支 出	847,852,350	729,360,066	△ 118,492,283
	収 入	847,852,350	729,360,066	△ 118,492,283
27	支 出	554,019,889	530,324,929	△ 23,694,959
	収 入	554,019,889	530,324,929	△ 23,694,959

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
25	支 出	887,184	933,014	45,830
	収 入	887,184	933,014	45,830
26	支 出	884,133	1,053,188	169,055
	収 入	884,133	1,053,188	169,055
27	支 出	901,097	989,202	88,105
	収 入	901,097	989,202	88,105

ウ 借入金
該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ
該当なし

オ 国からの補助金等
該当なし

4. 退職者医療関係業務の一部の委託を受け、又は退職者医療関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要
該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

退職者医療制度は、経過措置として整備されており、今後においても、継続して関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

平成 28 事業年度 決算報告書

1. 平成 28 事業年度退職者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 平成 28 事業年度退職者医療特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

平成 28 事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 321,261,643 千円
であって

支出決定済額は 321,103,653 千円
であった。

したがって、収入が支出を 157,989 千円
超過した。

また、この勘定の損益計算上の損失は 744,006 千円

であって、国民健康保険法附則第 19 条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 146 条第 2 項の規定により、

744,006 千円

を、繰越欠損金（次期繰越損失）として整理することとした。

2. 事務費勘定

平成 28 事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 584,920 千円
であって

支出決定済額は 527,577 千円
であった。

したがって、収入が支出を 57,342 千円
超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として国民健康保険法附則第 19 条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第 144 条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、国民健康保険法附則第 17 条各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

平成28事業年度退職者医療特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 拠 出 金 収 入	千円 280,433,830	千円 250,639,512	千円 △ 29,794,317	
(項) 療養給付費等拠出金収入	279,944,516	250,149,387	△ 29,795,128	
(項) 事務費拠出金収入	489,314	490,124	810	
(款) 受 入 金	73,928,399	66,732,052	△ 7,196,346	
(項) 受 入 金	73,928,399	66,732,052	△ 7,196,346	
(款) 借 入 金	51,000,000	901,996	△ 50,098,004	
(項) 借 入 金	51,000,000	901,996	△ 50,098,004	
(款) 雑 収 入	7,710,717	2,988,082	△ 4,722,634	
(項) 雑 収 入	7,238	3,615	△ 3,622	
(項) 交付金精算返還金	7,703,479	2,984,467	△ 4,719,011	
合 計	413,072,946	321,261,643	△ 91,811,302	

[支出の部]

科 目	支出予算額 千円	前事業年度の繰越額 千円	予備費使用額 千円	流用増 △減額 千円	支出予算現額 千円	支出決定済額 千円	翌事業年度の繰越額 千円	不 用 額 千円	備 考
(款) 療養給付費等交付金	388,372,357	—	—	—	388,372,357	320,330,880	—	68,041,476	
(項) 療養給付費等交付金	388,372,357	—	—	—	388,372,357	320,330,880	—	68,041,476	
(款) 事務費勘定へ繰入	489,314	—	811	—	490,125	490,124	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	489,314	—	811	—	490,125	490,124	—	0	
(款) 借入金償還金	79,672	—	—	—	79,672	179	—	79,492	
(項) 借入金利息	79,672	—	—	—	79,672	179	—	79,492	
(款) 諸 支 出 金	533,923	—	—	—	533,923	282,468	—	251,454	
(項) 拠出金精算返還金	533,923	—	—	—	533,923	282,468	—	251,454	
(款) 予 備 費	23,597,680	—	△ 811	—	23,596,869	—	—	23,596,869	予備費は、別紙のとおり
(項) 予 備 費	23,597,680	—	△ 811	—	23,596,869	—	—	23,596,869	
合 計	413,072,946	—	—	—	413,072,946	321,103,653	—	91,969,292	

平成28事業年度退職者医療特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入	千円 489,314	千円 490,124	千円 810	
(項) 事業費勘定からの受入	489,314	490,124	810	
(款) 受 入 金	92,168	92,168	0	
(項) 受 入 金	92,168	92,168	0	
(款) 雑 収 入	726	2,627	1,901	
(項) 雑 収 入	726	2,627	1,901	
合 計	582,208	584,920	2,712	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増 △減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度の繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 562,520	—	—	—	千円 562,520	千円 527,577	—	千円 34,942	
(項) 職員諸給与	217,876	—	—	—	217,876	206,280	—	11,595	
(項) 退職給付引当預金への繰入	57,527	—	—	—	57,527	57,089	—	437	
(項) 管理諸費	287,117	—	—	—	287,117	264,207	—	22,909	
(款) 予備費	19,688	—	—	—	19,688	—	—	19,688	
(項) 予備費	19,688	—	—	—	19,688	—	—	19,688	
合 計	582,208	—	—	—	582,208	527,577	—	54,630	

(別紙)

事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号）附則第14条の規定によりなおその効力を有するものとされた社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務に係る財務及び会計に関する省令（昭和59年厚生省令第40号）第7条第2項の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

保険者設立による事務費拠出金収入の増収に伴い事務費勘定へ繰入が増額となったことにより、既定予算に不足が生じたことから、予備費の使用を行ったものである。

2. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令 附則第14条の規定によりなおその効力を有する ものとされた社会保険診療報酬支払基金の 退職者医療関係業務に係る財務及び会計に関 する省令第13条第2項の規定による予算総則 に規定した事項に係る予算の実施結果

平成28事業年度退職者医療特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は51,000,000千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、国民健康保険法附則第19条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第147条第3項の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）は、901,996千円であった。